

附属図書館における電子リソースの公正利用に関する要項

(平成28年4月28日附属図書館長決裁)

[令和3年7月15日最終改正]

(趣旨)

第1条 この要項は、島根大学附属図書館が契約し利用に供する電子ジャーナル及びデータベース（無料で提供されるものを含む。以下「電子リソース」という。）は、本学の教育・研究に不可欠な学術情報であり、電子リソースを利用する者（以下「利用者」という。）が不正な行為を行った場合は、契約違反として全学的な利用を一定期間禁止されることがある。このため公正な利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(著作権法等の遵守)

第2条 利用者は、著作権法等を遵守し、電子リソースのホームページ及びホームページ中に含まれる記事、論文等の著作物に係る権利及びその他知的財産権等を侵害する行為をしてはならない。

(契約条項の遵守)

第3条 利用者は、電子リソースの各提供元とのライセンス契約に記された利用上の取り決めを遵守する義務を負う。

(利用範囲)

第4条 電子リソースの利用は、原則として本学の職員、学生等が学内端末から行うものとする。

(教育・研究目的での利用)

第5条 電子リソースの利用は、ファイルの閲覧、保存及び印刷のいずれについても、教育・研究目的で利用するものとし、この目的に反する利用をしてはならない。

(大量ダウンロードの禁止)

第6条 プログラム等を利用した個人の利用の範囲を超えるファイルの大量ダウンロードは禁止する。

(再配布の禁止)

第7条 保存または印刷した記事等の複製物を第三者に再配布してはならない。

(改変の禁止)

第8条 保存した記事等の内容を改変して利用してはならない。

附 則

- 1 この要項は、平成28年4月28日から実施し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 電子リソースの公正利用について（平成25年6月28日学術情報機構附属図書館長決裁）は廃止する。

附 則

この要項は、令和3年7月15日から実施する。